公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１０３号
千葉県山武郡大網白里町大網142番地５　金子コーポ102
債務者　島田　　武
１　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第２５２号
新潟市西区大野町3366番地７
債務者　法龍院　元
１　決定年月日時　平成24年７月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７５号
新潟県五泉市東本町１丁目２番25号
債務者　加藤　昌俊
１　決定年月日時　平成24年７月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７６号
新潟県五泉市東本町１丁目２番25号
債務者　加藤　節子
１　決定年月日時　平成24年７月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８２号
新潟市西区みずき野２丁目６番24号　ヴィラしらとり104号
債務者　松井美智子
１　決定年月日時　平成24年７月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８７号
新潟市東区太平２丁目56番地17　ルナパレス101号、前住所東京都調布市富士見町１丁目８番地35　株式会社光営
債務者　高橋　幸男
１　決定年月日時　平成24年７月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６３１号
京都市山科区大宅古海道町30番地の２　西方
債務者　西　　昌代
１　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７５２号
京都府八幡市八幡安居塚36番地の２
債務者　川北　篤子
１　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１号
長崎県五島市上大津町304番地１
債務者　髙橋　和郎
１　決定年月日時　平成24年７月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２４年（フ）第２９４号
沖縄県那覇市識名１丁目12番20号　ヴィラ・シャンティー205
債務者　迎　　亮一
１　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２９７号
沖縄県那覇市久米２丁目25番８号　メゾン久米302
債務者　奥平　達也
１　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２９２７号
大阪市生野区新今里５丁目５番16号　マクロス大林ビル302
債務者　谷口　誠哉
１　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９３６号
大阪市西区江之子島１－４－５　アクア阿波座802号、住民票上の住所大阪市西区本田１丁目３番３―1102号
債務者　日本クリスタルこと　深尾　泰弘
１　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９８５号
大阪市此花区伝法１丁目１番２―1038号
債務者　松田　義信
１　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９８６号
大阪市此花区伝法１丁目１番２―1038号
債務者　松田　惠子
１　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０５６号
大阪市浪速区日本橋３丁目４番９―605号
債務者　大瀬　直美
１　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０７６号
大阪市浪速区恵美須西３丁目３番26号　グランドウィング403号
債務者　杉田　裕行
１　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部